

医療法人社団共済会 訪問看護ステーションさくらい（介護予防）訪問看護 運営規程

事業の目的

第 1 条 この規程は、医療法人社団共済会が設置する医療法人社団共済会訪問看護ステーションさくらい（以下「ステーション」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師が、病気やけが等により居宅に置いて継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師（以下「主治医」という。）が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- 第 2 条
- 1 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
 - 2 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
 - 3 ステーションの看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して質の向上を図るとともに必要となしに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

事業の運営

- 第 3 条
- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によらないものとする。
 - 3 有事の際は、地域の訪問看護ステーションと協力し訪問看護を実施する。

事業所の名称及び所在地

- 第 4 条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称：医療法人社団共済会 訪問看護ステーションさくらい
 - 2 所在地：東京都府中市是政 2-35-11 オークヴィラ I-103・105・106・107

職員の職種、員数、および職務内容

- 第 5 条 ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。
ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。
- 1 管理者：看護師 1 名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - 2 看護職員：看護師
常勤換算 2.5 名以上（内 1 名は常勤とする）
担当看護師が訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。
 - 3 理学療法士等：1 名以上
担当看護師と担当理学療法士等が連携し訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。

営業日及び営業時間等

- 第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は次に定めるものとする。
- 1 営業日：通常、月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。*利用者の状況によって臨機応変に対応する。
 - 2 営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - 3 連絡体制：24 時間、利用者や家族からの電話等による連絡体制を整備する。

訪問看護の提供方法

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- 2 ステーションは、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、および看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医師会、関係市町村、関係機関に調整等を求め対応する。
- 4 ステーションは、休日・営業時間外や医療機関に入院中の外泊時など、利用者との契約のもと保険外での訪問看護を実施する。

訪問看護の内容

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- 2 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- 3 褥瘡の予防・処置
- 4 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- 5 ターミナル期の看護
- 6 認知症・精神障害者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導・相談
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- 10 日常生活用具の選択・使用方法の訓練

緊急時等における対応方法

- 第9条
- 1 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変および緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるものとする。
 - 2 看護師等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告を行う。

利用料等

第10条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規程する厚生労働大臣が定める額の支払いを各利用者の負担割合に応じ受けとるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については契約時に説明を行い、同意を得るものとする。

医療保険

健康保険法等に基づく額を徴収する。

介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の各利用者の負担割合に応じた額を徴収する。但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、契約書に定めた額の支払いを利用者から受けとるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

- ・第6条で定めた営業日及び営業時間外に訪問看護を行った場合（医療保険利用者のみとする）
- ・訪問看護と連続して行われる死後の処置

3 ステーションは、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

4 ステーションは、有償サービスによる訪問看護の利用料として、契約書に定めた額の支払いを利用者から受けとるものとする。

通常の訪問看護の実施地域

第 11 条 通常の訪問看護実施地域は、府中市とする。

第 12 条 医療保険制度・介護保険制度の対象外の訪問看護サービスは契約書に定めた利用料を徴収する。

相談・苦情対応

第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

事故処理

第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

看護職員の禁止行為

第 15 条 看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行わない。

1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

3 利用者の同居家族に対するサービス提供

4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

5 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

ハラスメント対策の強化に関する事項

第 16 条 ステーションは、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメント防止の取り組みを次のとおりとする。

1 ステーション内において行われる優越的な関係を背景として言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

（上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象）

2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により同時案が発生しないための再発防止策を検討する。

・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施。定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント把握に努める。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。（叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言をする、サービスの範囲を超える過剰な要求）

虐待の防止のための措置に関する事項

第 17 条 ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

5 当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

身体拘束の禁止に関する事項

第 18 条 ステーションは、サービスの提供に当たっては、利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 1 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 2 ステーションは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

感染症対策の強化に関する事項

第 19 条 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないよう次のとおり措置を講じる。

- 1 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- 4 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

業務継続に向けた取り組みに関する事項

第 20 条 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2 従業者に対し、業務継続について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

4 感染症や非常災害の発生時において、事業所として訪問ができない事情が生じた場合等に備え地域の訪問看護ステーションと協力し、有事の際も連携し業務継続に努める。その場合、当該利用者の「個人情報の保護及び個人情報の利用」規約に基づきサービス提供を行う。

その他運営についての注意事項

第 21 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後 1 カ月以内の初任研修
- (2) 年 2～3 回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様である。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から 2 年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする。）

附則

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

平成 21 年 4 月 1 日	一部改正	令和 3 年 4 月 15 日	一部改正
平成 23 年 3 月 19 日	一部改正	令和 6 年 4 月 1 日	一部改正
平成 23 年 11 月 1 日	一部改正	令和 7 年 2 月 1 日	一部改正
平成 24 年 4 月 1 日	一部改正		
平成 24 年 8 月 1 日	一部改正		
平成 26 年 10 月 29 日	一部改正		
平成 30 年 11 月 1 日	一部改正		
平成 31 年 1 月 1 日	一部改正		